国土調査標識等使用承認書											
								第年	月	号日	
		様									
					鹿児島	品市長					印
す。	年月	日付けで申請	うのあり	ました標語	哉等の使用	月につい	いて、次の	とま	うり 承	大認し	ま
使用目的											
使用期間		年	月	日から	年	月	日まで				
測量地域											
使用する標識等								計		点	
測量方法											
測量 作業 機関	名 称										
	代表者氏名										
	所在地	電話番号									
承認条件											
<ul><li>1 別紙の国土調査標識等使用条件を遵守すること。</li><li>2 測量を完了した後は、直ちに国土調査標識等使用報告書により使用結果を報告する。</li></ul>								テナス	· ~		
と。											
連絡先		鹿児島市					担当				
		Tel			(内線		)				

## 国 土 調 査 標 識 等 使 用 条 件

- 1 標識等の使用に当たっては、土地所有者等にあらかじめ測量をしようとする者、測量作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内への立入りは、原則として日曜祝祭日を除く、午前9時から午後5時までとする。 ただし、土地所有者等から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用時には国土調査標識等使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用に当たっては、標識等の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう 努めること。
- 5 標識等の本体又は立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 標識等の使用を完了したときは、国土調査標識等使用報告書を市長に提出すること。